

函館市空家等の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第48号

函館市空家等の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則

函館市空家等の適切な管理に関する規則（平成25年函館市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第1項の規定による指導は、別記第1号様式の2の指導書によりするものとする。

第4条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第2項の規定による勧告は、別記第2号様式の2の勧告書によりするものとする。

第5条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第7条中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（空家等管理活用支援法人の指定）

第11条 法第23条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、指定をするかどうかを決定し、市長が別に定める通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

別記第1号様式（裏）中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又は」を「、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する

る事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、同様式の次に  
次の 1 様式を加える。

別記第 1 号様式の 2 (第 3 条関係)

指 導 書

年 月 日

様

函館市長

印

あなたが所有（管理）する次の空家等は，空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等に該当すると認められるので，当該管理不全空家等が同法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために同法第 13 条第 1 項の規定により必要な措置を講ずるよう次のとおり指導します。

- 1 対象となる管理不全空家等
- 2 管理不全空家等の所在地
- 3 所有（管理）する者の氏名および住所（法人にあっては，その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
- 4 指導に至った事由
- 5 指導事項

別記第 2 号様式中「第 14 条第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に改め，同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第2号様式の2（第4条関係）

勸 告 書

年 月 日

様

函館市長

印

あなたが所有（管理）する次の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められるため、年 月 日付けで必要な措置を講ずるよう指導しましたが、いまだに改善されておらず、そのまま放置すれば同法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなるおそれが大いいと認められるので、同法第13条第2項の規定により、年 月 日までに次の措置を講ずるよう勧告します。

- 1 対象となる管理不全空家等
- 2 管理不全空家等の所在地
- 3 所有（管理）する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
- 4 勧告に至った事由
- 5 講ずるよう勧告する措置

別記第3号様式中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別記第4号様式中「第8条第2項」を「第7条第2項」に、「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改める。

別記第5号様式中「第8条第2項の」を「第7条第2項の」に、

対象となる特定空家等		を
特定空家等の所在地		

対象となる管理不全空家等 または特定空家等		に
管理不全空家等または 特定空家等の所在地		

改め、同様式注第3項中「第8条第2項後段」を「第7条第2項後段」に改める。

別記第6号様式中「第8条第2項」を「第7条第2項」に、「特定空家等」を「管理不全空家等または特定空家等」に改める。

別記第7号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

別記第8号様式中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「同条第11項」を「同条第13項」に改める。

別記第9号様式および別記第10号様式中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記第11号様式（裏）中「第14条」を「第22条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。